

<ご注意ください>

団体扱いとなれる対象（保険契約）には、範囲があります。

※団体扱いの対象契約は、保険会社・保険種目により、団体扱割引等の特典を受けることができる場合がございます。
詳しくは、担当までお問合せください。

<自動車・火災保険を団体扱いとなれる「ご契約者など」の範囲>

	ご契約者	被保険者 (保険の対象となる方)	保険目的の所有者 (自動車・火災(建物・家財))
なれる方	<p>ご本人のみ</p> <p>※東京ガスまたは東京ガスグループの 従業員・退職者の方 (従業員の範囲は各法人により異なります)</p>	<p>① ご契約者</p> <p>② ①の配偶者(内縁含む)</p> <p>③ ①または②の同居の親族</p> <p>④ ①または②の別居の扶養親族</p>	<p>同 左</p> <p><建物が共有名義の場合(火災)> 所有者のひとりが左記に該当するときは、 団体扱いの対象となります。</p>
	<p>「ご契約者・被保険者・保険目的の所有者」のすべて「なれる方の範囲」を満たす場合に団体扱いの対象となります。</p> <p>※その他、「名義が実態と異なる場合」などは、担当までご相談ください。</p> <p>※二世帯住宅は別居の取扱いとなる場合がありますのでご相談ください。</p>		
なれない方	<p><団体扱いになれない方の例></p> <p>① 従業員のご家族</p> <p>② 所属会社が団体加盟していない方</p> <p>③ 雇用(契約)期間が1年未満の方</p>	<p><団体扱いになれない方の例></p> <p>① 別居の結婚しているお子さま</p> <p>② 別居の就職しているお子さま</p> <p>③ 別居の扶養していないご父母</p>	<p>同 左</p>